

## 業務委託仕様書

1 名 称 令和5年度大分県観光消費動向調査・分析業務

### 2 委託目的

大分県における旅行者の滞在中の消費行動情報を収集・分析し、県内観光消費額の指標として施策立案等に活用するとともに、データを蓄積することによりマーケティング基盤の構築を図ることを目的とする。

また、その結果を県内市町村、観光協会等へ共有することにより各地域でのデータドリブンな観光戦略の推進や施策立案に活用してもらうことを目的とする。

3 委託期間 契約締結日～令和6年3月15日まで

### 4 業務内容

#### (1) 旅行者の消費行動分析

データベンダー等を利用して、大分県での旅行者の消費額等のデータ収集・分析を行うこと。

##### ① 利用データ

データベンダー等の保有するキャッシュレスの消費データ等を利用すること。

上記に加えてその他必要な場合は、取得可能な既存データ等を利用することも可能とする。

##### ② 調査対象期間

###### 1. 月次調査：

2023年1月～2023年12月

(比較対象：2019年1月～2019年12月、2022年1月～2022年12月)

###### 2. 年間調査：

2023年1月～2023年12月

(比較対象：2019年1月～2019年12月、2022年1月～2022年12月)

##### ③ 対象地域

大分県

##### ④ 調査対象者

調査期間中に調査対象地域を訪れた国内旅行者

※ 県内在住の県内旅行者は含まない。

※ 訪日外国人は含まない。

※ データの取得・分析に関して最小サンプル数の設定等がある場合は、その旨事前に委託者に知らせること。

##### ⑤ 調査項目

対象地域における消費動向（利用者数、利用件数、利用金額）について、キャッシュレスの消費データ等を活用し、以下の分析軸により分析・レポート化を行う事とする。

1. 利用者の属性（性年代別、居住地別）
2. 利用業種
3. エリア毎の利用状況（可能な限り最小市町村単位）
4. 月別の利用状況 ※年間調査にて報告
5. 時間帯別の利用状況 ※年間調査にて報告
6. 周遊状況（県内・県外での前後の消費状況） ※年間調査にて報告
7. 上記以外に効果的なデータ分析項目等があれば、提案に基づき協議の上決定する。  
ただし、追加提案は必須ではない。

## （2）調査報告

（1）②に定める期間毎に下記調査報告を行う。

### ① 月次調査報告

決済データ納品（2019年、2022年データとの比較ができるような形で納品すること。）

### ② 年間調査分析報告

（1）の結果を元に、報告書を作成すること。

また、本分析により明らかになった情報を活用し、行政・各種サービス主体が取り込むべき課題をふまえ、各自治体の施策立案の参考となるような提案を盛り込んだ、分かりやすい報告書作成を工夫すること。また、年間調査分析については（1）②に定める比較対象期間と比較のうえ（1）⑤に定める調査項目ごとに分析すること。

## （3）報告会用レポート作成

上記の分析結果・報告書を基に、受託者が主催するマーケティング会議（令和5年3月上旬実施予定）のためのレポートを最終報告書とは別に提出すること。

## （4）成果品の納品・報告等

### ① 成果品

冊子と電子データ（CDR等）で行うものとする。なお、報告するデータの具体的な様式等は協議の上、決定する。

1. 月次決済データ ※4（2）①
2. 年間調査分析報告書 ※4（2）②
3. 報告会用レポート ※4（3）

### ② 納期

#### 1. 翌々月中納品

※初回納品は、1月～8月分を10月末までに納品すること。

2. 令和6年3月15日まで
3. マーケティング会議開催14日前まで

## 5 所有権及び秘密保持

- (1) 成果品の所有権は、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 本業務の締結及び履行に関して知り得た他の当事者の秘密情報を本業務履行以外の目的で使用、第三者に漏洩、開示あるいは公表してはならない。
- (3) 成果物は、大分県および県内市町村や観光協会、ツーリズムおおいたの会員へ共有できるものとする。
- (4) 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、大分県およびツーリズムおおいたに不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。

## 6 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、県・ツーリズムおおいたと十分協議・連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 作業の進捗状況については、随時、報告するとともに指示を受けること。
- (3) 本業務を行うにあたり、十分な知識、理解及び経験のある従事者を確保すること。
- (4) 本業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- (5) 事業の実施にあたって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。
- (6) 本業務仕様書に定めのない事項については、委託者と協議するものとする。